

官報

昭和五十二年十一月二日

○第八十二回 衆議院會議録 第十号

昭和五十二年十一月二日(水曜日)

議事日程 第十号

午後一時開議

- 第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十回国会、内閣提出)
- 第二 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(第八十回国会、内閣提出)
- 第三 特定不況業種職業者臨時措置法案(社会労働委員長提出)
- 第四 砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議院運営委員長の虚礼廃止の申合せに関する発言

- 日程第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十回国会、内閣提出)
- 日程第二 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(第八十回国会、内閣提出)
- 日程第三 特定不況業種職業者臨時措置法案(社会労働委員長提出)
- 日程第四 砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案(内閣提出)

昭和五十二年十一月二日 衆議院會議録第十号

午後一時四分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

議院運営委員長の虚礼廃止の申合せに関する発言

○議長(保利茂君) この際、議院運営委員長から、虚礼廃止の申合せに関し発言を求められております。これを許します。議院運営委員長金丸信君。

〔金丸信君登壇〕

○金丸信君 議院運営委員会における虚礼廃止に関する申合せについて御報告申し上げます。

本日の議院運営委員会において、各党一致の決議をもって、虚礼廃止に関する申合せをいたしました。これを朗読いたします。

申合せ

本院議員は、改正された公職選挙法の施行に伴い、虚礼廃止の趣旨の徹底を期すべく、各党一致の決議をもって、左の申合せをなし、厳にこれを履行するものである。

一、自筆による答札のためのものを除く年賀状、年賀電報、年賀広告及び時候の挨拶状並びにこれらに類するポスターの掲示は、廃止する。

二、各議員は、さらに都道府県別に、前項の趣旨の徹底を図るよう協議申合せを行う等、実効ある措置をとること。

議院運営委員長の虚礼廃止の申合せに関する発言

三、本申合せの趣旨に反した場合は、議院運営委員会において調査の上、違反者はその氏名を会議において公表する等の措置を講ずる。

以上であります。

議員各位におかれましては、本申合せの趣旨を十分理解され、その履行を期していただきたいと存する次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

日程第一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十回国会、内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長正示啓次郎君。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔正示啓次郎君登壇〕

○正示啓次郎君 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の内容は、海上自衛官八百九十人、航空自衛官九百七十七人、合計千八百七十七人を増員すること、航空自衛隊第三航空団の編成を改めること、並びに航空自衛隊第三航空団司令部の所在地を愛知県小牧市から青森県三沢市に移すこととあります。

本案は、第八十回国会に提出され、今国会まで継続されていたものであり、今国会におきましては十月二十五日、提案理由の説明聴取を省略して

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

直ちに質疑に入り、続いて十月二十七日、福田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行う等、慎重に審査を重ねた上、十一月一日質疑を終了し、討論に入り、自由民主党の近藤委員及び新自由クラブの中川委員よりそれぞれ賛成、日本社会党の長谷川委員、公明党・国民会議の鈴木委員、民社党の大内委員、日本共産党・革新共同の柴田委員よりそれぞれ反対の意見が述べられました。引き続き採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 討論の通告があります。順次これを許します。長谷川正三君。

〔長谷川正三君登壇〕

○長谷川正三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対して、わが党の見解を明らかにしながら、反対の討論を行います。(拍手)

近年、自民党政府の外交、防衛政策が、ますます平和憲法の理念を無視し、軍事力の増強、拡大を目指していることは、厳しく批判されなければなりません。ポストベトナム、そして在韓米地上軍の撤退というアジア情勢を踏まえて、いまこそ平和を追求する新しい視野に立って、発想の転換を図り、その上にわが国の安全保障の確立を進めるべきであります。政府は旧態依然として、アメリカ追随の外交、防衛政策を固執し、自主的な施策を立てる意欲の片りんすらうかがえないのであります。

また、昨年正式に決定を見た防衛計画の大綱によりますと、政府は、四次防までのいわゆる所要防衛力構想から、基盤的防衛力構想を明示することにより、従来の防衛政策の転換を図ることを明らかにいたしましたわけですが、その意図するところがきわめて問題であります。

昭和五十二年十一月二日 衆議院會議録第十号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

二二四

これにより、一九七七年以降は、防衛力の整備の重点を質的向上に置き、現在欠陥のある防衛機能の補完、後方整備を充実する等、均衡のとれた基盤的防衛力の保持を目指すとしております。

これは、一見、四次防までの顕著な軍拡的傾向に比べて、その間に変化があるかのように見えるのでありますが、次に述べますように、実体は、際限のない軍備の拡充に向かう危険を内包するものであります。

すなわち、まず基盤とは、文字どおり全く基盤にすぎないのでありますから、量的にも質的にも下限を意味し、上限を意味しないことは明白であります。基盤的防衛力の基盤とは、防衛計画の大綱の説明によりますと、「情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至つたときには、円滑にこれに移行し得るよう配慮された基盤的なもの」と言っておるのであります。したがって、情勢に重要な変化が生じたと判断されれば、新たな防衛力の態勢が必要とされ、果てしない軍拡への道につながるものとなるのであります。

自衛隊の違憲性が明白であるにもかかわらず、軍備でないと強弁しつつ、強引に、かつなし崩しに、既成事実の積み重ねを推進してきた従来の政府の態度を見れば、これは全く疑問の余地のないところでありまして、断じて許し得ないところであります。(拍手)

政府は、また、この基盤的防衛力の整備によって、国民の負担や防衛費の軽減を宣伝いたしておりますが、果たしていかでございましょうか。

従来、四次防までの防衛計画が、五カ年ごとの固定方式であったのに対して、本年度からは一年ごとのローリング方式による予算になっているのであります。これは何を意味するのでありましようか。

防衛整備計画が、従来五カ年の周期をもって作成されていたのは、兵器の開発、調達がおよそ五年ないし十年のサイクルを持っており、軍需産業

がこれに対応する計画的発注を求めていたからであります。またさらに、五カ年計画を決定することにより、政府は予算の先取り効果も期待していたのでありましよう。

しかし、四次防において、当時四兆六千億円の見込みが実際には五兆九千億円にもなつて、しかも、主要装備の多くが大幅におくれて、国民の激しい批判を浴びたことは、記憶に新たなところであります。

そこで、政府は、今後は一年ごとの予算要求として細切れに出すこととし、国民の反発を避けようとしているのであります。ポスト四次防の七七年から八一年に至る五カ年間にGNPの二％を防衛費に充当するとしても、実に十兆四千四百億円にも達するのであります。遠く一九五〇年から昨年、すなわち七十六年までの過ぐる二十七年間に及ぶ防衛関係費総額が十一兆四千八百十億円であつたわけでありまして、七七年から八一年までの五年間に、これにはほぼ匹敵する巨額な国費が投じられるわけで、国民の批判と反発が猛烈と高まるのは当然でございます。(拍手)

かくて、政府の宣伝とは逆に、いまやまさしく、わが国はとどまるどころを知らぬ軍備拡充の第一段階に足を踏み入れたと断ぜざるを得ないのであります。一貫して平和憲法を守り抜いてきたわが党は、平和を願う国民とともに、かかる施策に強く反対するものであります。(拍手)

政府はまた、インドシナ敗退後のアメリカがアジア戦略の予先を朝鮮半島に転換したのを受けて、平時、有事を問わない日米韓の軍事的協力関係の強化、すなわち一体化戦略、共同作戦体制を推し進めてきました。それは、本年初頭に明らかになった在韓米軍の段階的縮小計画と前後して現実となった韓国軍の近代化の促進と、日本の経済、軍事双方での韓国支援の強化となつてあらわれております。

日米両国政府のこうした動きは、民族の解放と自決を求めるアジアと世界の潮流に逆らい、アジ

アから孤立する道だと言わなければなりません。今日、新しい政治、経済体制への根本的な転換期に入った国際情勢の中で、世界平和を守り、また、経済水域二百海里の設定や第三世界の資源主権の確保の闘いが前進する中で、これとの協調、連帯のうちに国民生活を守り抜くためにも、あらゆる軍事同盟に反対し、日米安保条約をなくす方向で、平和五原則の立場で、すべての国との友好関係を進めるべきであります。

ソウル地下鉄事件などに見られる日韓癒着体制を断ち切り、朴政権に対する経済、軍事援助を中止し、南北朝鮮の自主的平和統一を支持すべきであります。

日中平和友好条約を早期に締結して、その友好関係を確立し、日ソ平和条約の締結、北方領土問題の解決に力を尽くすことを強く主張するものであります。

以上の立場に立つて、自衛隊の軍備拡大を進め、日米安保体制の強化による軍国主義への基盤確立につながる本案に對しては、わが党は、断固反対することをここに明確に表明いたしました。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 宇野亨君。

〔宇野亨君登壇〕

○宇野亨君 私は、自由民主党を代表いたしましたし、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に對して賛成の意見を表明するものであります。(拍手)

申すまでもなく、国の独立と平和は国家存立の基盤でありまして、そのための自衛力の保持はわが国憲法の認めるところであり、かつまた、国際社会における正当かつ当然の権利であります。

われわれは、現在のような平和と繁栄とを次の世代に引き継ぐ義務と責任があり、今日の国際情勢のもとにおいては、自衛力を保持することが必要不可欠のものであると確信いたすものであります。(拍手)

第二次大戦終了後、すでに三十二年の歳月を経過

し、わが国はかつてない長期にわたる平和と繁栄を享受してまいっております。この輝かしい歴史を振り返るとき、私は、国民一人一人の努力を高く評価いたしますと同時に、講和の際にわれわれの先輩が選択し、かつ、二十五年の長きにわたつて、政府及びわが自由民主党が維持し続けてまいりました日米安全保障体制の果たしてきた功績もまた見逃すことはできないのであります。(拍手)

今後とも日米安全保障体制を堅持し、さらに、両国間における協力関係を維持し、発展させていくことが必要であり、また、わが国みずからも憲法の許容する範囲内で国力、国情に応じ、自衛のため必要かつ効率的な専守防衛力を整備することが緊要であると信ずるものであります。(拍手)

最近における国際関係の流れを見ますと、政治、経済、社会、文化等の各方面にわたり、国際相互依存関係の傾向が顕著であり、同時にまた、各国のナショナリズムに根差す動きも、ますます活発化してきているのであります。このような情勢の中で、各国間の相互連携と相互協力関係が必要不可欠のこととして、国際的に要請されております。

さらに、世界の主要国として成長しつつあるわが国に對しては、アジア、ひいては世界の平和維持の責任の一半を担うよう、国際的な要望が強くなつてきております。

軍事的な面について見ますと、米ソ両国を中心に核戦争を回避し、相互関係の改善を図るための対話が、いろいろの曲折をたどりながらも継続されておられ、また、各地域において、紛争を防止し、国際関係の安定化を図るための各般の努力がされております。しかしながら、今日の国際社会においては各種の対立要因が根強く存在し、各地域において情勢の流動的な局面が多く、いろいろな不安定要因が見られるのであります。また、わが国周辺地域におきましては、米ソ中の三國間に一種の均衡が成立しているやに見受けられます

が、それをめぐる国際関係はきわめて複雑であり、他方、朝鮮半島における緊張はいまだ解消されておらず、また、わが国近隣諸国の軍事力も引き続き増強されております。

このような情勢のもとで、わが自衛隊のあるべき姿については、昨年十月、政府において決定を見た防衛計画の大綱によって明らかにされているところであり、この政府の基本的防衛力構想は、国民の大多数が支持しているものと信じます。(拍手)今後、その体制を着実に維持、整備することが政府に課せられた重要な使命であらうと考えるものであります。

本法案におきましては、海空自衛官一千八百七名の増員と、航空自衛隊第三航空団の小牧から三沢への移動や、輸送航空団の改編を措置しようとするものであります。いづれも基盤的防衛力維持のための適正な規模の人員と効率的な部隊配置を確保しようとするものであり、これは必要かつ妥当な措置であると確信いたすものであります。(拍手)

自衛隊が国民の自衛隊であることは、論をまたないところであります。自衛隊は警察予備隊として発足以来、確立された文民統制のもとで、厳しい社会環境の中で育成されてまいりました。その間、不安定な国際環境の中で国防の必要性が徐々に国民に認識され、また、災害救援等の民生協力を通じて、今般防衛庁が発表した世論調査の自衛隊支持率八三%の数字が示すように、今日、自衛隊が国民各層の支持と信頼を高めていることは、当然のことながら喜ばしい限りであります。(拍手)このように、自衛隊に寄せる国民の信頼と期待、そしてこれにこたえる自衛隊員の使命感、この両者が完全に合致することによって、初めて国民的基盤に立つ防衛力としての精強な自衛隊が完成されるのであります。(拍手)政府においては、国防に関する確固たる国民的合意の形成について、なお一層努力するとともに、防衛力の整備並びに関連諸施策の充実をさらに

に積極的に推進されることを強く要望いたします。

同時に、日夜を分かたず国防の任務に従事し、あるいは激しい訓練に精励している隊員諸君に対し、物心両面にわたりなお一層の配慮をいたされよう、また、航空団の三沢移転後の基地の安定使用に關しても十分なる配慮を払われるよう要望いたしまして、私の賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(保利茂君) 日程第二とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第二 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(第八十回国会、内閣提出)

日程第三 特定不況業種離職者臨時措置法案(社会労働委員長提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案、日程第三、特定不況業種離職者臨時措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。社会労働

委員委員長橋本龍太郎君。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書
特定不況業種離職者臨時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

〔橋本龍太郎君登壇〕

○橋本龍太郎君 ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げますとともに、特定不況業種離職者臨時措置法案について、趣旨弁明を申し上げます。

まず、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、健康保険制度の健全な運営と内容の充実を図るため、標準報酬及び一部負担金の改定並びに傷病手当金の支給期間の延長を行うとともに、臨時的な措置として賞与についての特別保険料の徴収について定め、あわせて、船員保険についても標準報酬及び一部負担金の改定を行おうとするものであり、その主な内容は、健康保険法においては、

第一に、標準報酬の上限を三十二万円から三十八万円に改定すること、

第二に、当面の臨時的な措置として、政府管掌健康保険の被保険者の受ける賞与から千分の二十を特別保険料として徴収し、事業主及び被保険者がそれぞれ二分の一ずつ負担すること、また、健康保険組合の場合は、規約の定めるところにより、特別保険料を徴収できるとし、その料率は千分の二十の範囲内、被保険者負担分は二分の一以下とすること、

第三に、初診時一部負担金の額を二百円から七百元に、入院時一部負担金の額を一日当たり六十円から二百円に改定すること、なお、継続療養給付を受ける者の入院時一部負担金の額は、一日当たり三十円から百円とすること、

第四に、傷病手当金の支給期間を六カ月から一年六カ月に延長すること

であります。

船員保険法においては、標準報酬及び初診時一部負担金について、健康保険法に準じた改正を行うこと等であります。

本案は、去る第八十回国会の昭和五十二年四月十四日本会議において趣旨の説明が行われ、同日本委員会に付託され、以来、継続審査となり、十月二十七日の委員会において質疑を終了いたしました。昨日、本案に対し、自由民主党より修正案が提出されました。

その要旨は、

第一に、本法案の題名を健康保険法等の一部を改正する法律案に改めること、

第二に、政府管掌健康保険の特別保険料の料率を千分の二十から千分の十五に引き下げ、被保険者負担分の五分の一を当分の間免除し、免除された額に相当する額を国庫が補助すること、

第三に、健康保険組合の特別保険料の料率を千分の二十の範囲内から千分の十五の範囲内とすること、

第四に、国民健康保険組合に対する国の補助を、組合の財政力等を勘案して、療養の給付費等の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において、増額することができること、

第五に、施行期日を昭和五十二年十二月一日に改めること、ただし、国民健康保険組合に対する国の補助に關する改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行すること等であります。

次いで、討論を行い、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、医療保険制度の改善に關する件について決議を行いましたことを申し添えます。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案外一案

二二五

昭和五十二年十一月二日 衆議院会議録第十号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

昭和五十二年十一月二日 衆議院会議録第十号

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案外一案

二二六

最近における雇用、失業情勢は、経済基調の悪化に加えて、景気の引き続く停滞のため、一段と厳しい状況にあります。

このため、景気の早期かつ確実な回復を目指す総合的な経済政策が進められている一方、雇用対策についても必要な措置が講じられているところであり、なお構造的な問題を抱え、深刻な事態に直面している業種が少なくない現状にあります。

これらの不況業種の事業分野においては、事業規模の縮小等が行われ、一時に多数の離職者が発生することが見込まれるため、失業の予防、再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、当面の緊急課題となっております。

このような問題に対処するため特別の法律を制定すべく鋭意検討を進め、ここに本案を作成し、提出するに至った次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の対象となる特定不況業種は、国の施策等に基づき事業規模の縮小等がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生するおそれがある業種とし、政令で指定することといたしております。

第二に、特定不況業種離職者等の失業の予防及び再就職の促進に関する事業主の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体も事業主に對する援助等必要な施策を講ずるよう努めなければならないことといたしております。

第三に、特定不況業種事業主であつて、一定規模以上の事業規模の縮小等を行うとする者は、労働組合等の意見を聞き、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないことといたしております。

第四に、特定不況業種の労働者の失業を予防するため、再就職援助等に関する計画について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に對しては、雇用安定事業の事業転換等雇用調整事業を行うことといたしております。

第五に、一年以上の継続雇用等一定の要件に該当する特定不況業種離職者に對して、求職手帳を發給し、就職促進指導官による就職指導を行うとともに、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当等各種の給付金を支給することといたしております。

第六に、特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を雇い入れる事業主に對して助成金を支給するとともに、公共事業の計画実施者等に對する特定不況業種離職者の雇入れの促進についての配慮の要請等、必要な措置を講ずることといたしております。

第七に、四十歳以上である手帳所持者であつて、一定の要件に該当する者については、雇用保険法または船員保険法の規定による個別延長給付の期間を、現行の日数に三十日を加え、九十日間とすることといたしております。

以上のほか、特定不況業種離職者等の職業と生活の安定に資するため、所要の措置を講ずることといたしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、本案の提出に際し、特定不況業種の離職者対策に関する件について、全会一致の決議を行いましたことを申し添えます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案中、日程第二につき討論の通告があります。順次これを許します。渡沢利久君。

〔渡沢利久君登壇〕

○渡沢利久君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案並びに自由民主党による修正案に反対し、以下その理由を明らかにいたしますと存じます。(拍手)

申し上げるまでもありませんが、昭和四十八年第七十一国会における健康保険法改正に当たって、政府は、それまでの累積赤字を約三千億をた

な上げ、給付費の一〇％定額国庫補助制度や保険料率の一定引き上げを認める弾力条項を新設し、今日まですでに二回にわたって保険料を引き上げ、被保険者負担による赤字対策を行ってきたのであります。それでも赤字は解消しません。本年度末には千六百億余の赤字が推定されるに至ったのであります。これまでの経過が示しますように、もはや小手先の財政補填策を何度繰り返しても、健保財政の真の解決にはならないということがはつきりしておるのであります。(拍手)

しかし、政府は、今回の改正案によってポータスからの特別保険料徴収、標準報酬の上限改定、初診時、入院時一部負担金の引き上げ等、さらに高額療養費自己負担限度額の引き上げ等、すべて被保険者の負担増によってこれが解消を図ろうとしておるのであります。驚くべき感覚であり、赤字を生み出す構造的な原因は一顧だに与えず、一指だに触れることなしに、ひたすら被保険者負担による財政対策の反復、まさに無為無策、長きにわたってなすことなき政府のこの怠慢と欺瞞に對して、私はこれを強く指摘せざるを得ません。(拍手)

政管健保の赤字は、まずその立脚基盤が中小零細企業であり、加入者の賃金水準は組合健保の八割レベルにすぎず、平均事業所規模十七人という小企業では十分な健康管理や企業内福利措置も期待できません。事実が示しますように、平均受診率や平均入院日数などの支出要因もはるかに上回っておりまして、赤字の発生は当然であります。

さらに、このようなこの制度固有の赤字要因だけではなく、わが国の医療制度が全体として持っている諸矛盾がこれに重なっているわけであり、すなわち、財政対策を幾らやっても、ざるに水を注ぐがごとしと言われる状況と構造がそれであり、薬づけ医療、営利医療と言われるものがそれであり、医療費の増大は依然としてとどまるところを知らず、個人所得の伸び率を大幅に上回り、昭和五

十一年七兆七千億、五十二年推定八兆七千八百億、医療費改定がこれに加われば優に九兆を超え、いよいよ十兆の台に迫ろうとしておるのであります。その薬剤費比率は四〇％を超え、異常というほかないこの薬の過剰投与が問題となっているのであります。この異常肥大の主な原因の一つは、すでに多く指摘されたように、点数出来高払い制と言われる診療報酬制度であり、さらに、薬を使えば使うほど医療収益が大きくなる薬価基準制度にあるというところは言うまでもありません。(拍手)早く治すほど損をしたり、腕に自信のある医師ほど恵まれないというようなこの制度では、医療の営利主義的な偏向を避けることはできないのであります。(拍手)また、医療機関が実際に購入する薬品の価格よりもはるかに高いところで薬価基準を定めるといふこの構造、仕組みによって薬剤大量投与を促しかつ支えているのであります。

こうして、今日の医療制度の著しい特徴は、膨大な医療費によって国民の医療保障がなされるのではなく、一握りの製薬メーカーの企業利益だけが確かに保障されているところにあるのであります。(拍手)

昭和三十六年以来、いわゆる国民皆保険、保険加入と保険料負担が国民に義務づけられながら、しかし国民に對する医療供給の責任が果たされていないというこの事実は重大であります。差額ベッド、付添看護料などの保険外負担は、金のない者は入院も治療もできないという事実をつくり出し、薬害の被害者や遺族は、十年、二十年に及ぶ血みどろの裁判闘争によってもなお満足な解決を得られないという現実があり、救急医療の不備、老人政策の欠落、医療有料化への不安などなど、医療に對する国民の不信は拡大するばかりであります。医療はもとより公共的の性格を持つものであり、国民すべてにひとしく保障されるものでなくてはなりません。

ところが、わが国の医療制度は、営利経営的な自由開業医制を基調として、私的医療機関が制度の主体をなし、公的医療機関までが独立採算で営利を強要されるという構造が、医療をして国民の医療とする道を阻んでいるのであります。そして何よりも、国の施策も指導性もまさになきに等しいというところに問題があるのであります。

(拍手)

いま政府に求められているものは、一時しのぎの財政政策ではなしに、赤字の根源に挑戦することであり、医療制度の抜本改革に勇気を持って、しかも直ちに着手することなのであります。

(拍手)

自由民主党の修正案が、ポータス保険料の二%を一・五%に微修正を試みましたが、われわれは、ポータス保険料などというこのこそくな発想に、そもそもくみすることができないのであります。労働者の拠出分だけで六百億、修正案によりまして五百億を超える負担を、この不況とインフレに苦しむ労働者に強いることになるのであります。

総理の諮問機関であります社会保障制度審議会が、「慎重に対処したものと認められず、たとえ時限的措置を講ずるとしても、いかに容認することはできない」という手厳しに、しかも全会一致の答申を行ったことを銘記すべきであります。国会もまた、政府案並びに修正案の採決に当たって慎重に対処したものと認められず、たとえ修正案をもってしても、とうてい容認することはできないということを全会一致で確認しようではありませんか。

所見の一端を申し述べて、反対討論といたします。

(拍手)

○議長(保利茂君) 石橋一弥君。

〔石橋一弥君登壇〕

○石橋一弥君 私は、自由民主党を代表しまして、ただいま議題になりました政府提案に係る健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

につきまして、賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

健康保険制度につきましては、昭和四十八年の大改正によりまして、大幅な給付改善と、保険財政の健全化を図るための諸施策を講じたことは、記憶に新しいところであります。

しかしながら、四十八年改正の直後に発生した石油危機を契機として、世界経済全体が深刻な不況に見舞われ、わが国経済もかつてないほど大きな変動を続けております。このため、医療保険をめぐる諸情勢も一層の厳しさを加え、各制度ともその財政状況はさらに悪化の傾向にあります。

政府は、今後予想される社会経済情勢のもとにおいて、医療保険の給付のあり方と、これを支える費用負担のあり方の両面にわたって全面的な検討を行い、医療保険制度の抜本的な改善を図ると言明をいたしております。

しかし、現在すでに政府管掌健康保険組合の財政状況はきわめて窮乏し、制度の運営にも支障を生じかねない状況となっており、このまま放置すれば制度の崩壊すら憂慮されるところであります。

元来、保険制度は相互扶助の精神が大原則であります。社会主義国家体制ではいざ知らず、自由主義国家においては、働いて得たものはまず自分のものになります。その中から、社会、国家が、各般の機構が必要とするものを、税金として出し合って運営しているわけであり、この認識に立つと、保険給付の増高がある以上は、国民一般の税金または受益者たる被保険者の払う保険料の増徴が、当該組合の保険負担の増加とならねばならないのは自明の理であると信じます。(拍手)

このような事情を勘案すれば、今回の改正法は必要不可欠なものと考えるものであります。

(拍手)

今回の改正内容の第一の標準報酬の改定は、賃金水準の変動に対応して、保険料負担の公平化を図るためのものであり、月収三十三万円以上の高

所得者のみに影響するものであります。(拍手)

第二の賞与からの特別保険料は、健康保険の窮乏した財政状況に対処するため、健康保険制度の抜本的な改正が行われるまでの間、当面の臨時応急の措置として、政府管掌健康保険においては、被保険者が受ける賞与を対象に、その二%を労使折半で徴収するものであり、健康保険組合においては、その規約の定めるところにより、料率は二%の範囲内、被保険者負担分はその二%の一以下の範囲内で徴収するものであります。

賞与は、一般に高所得者ほど支給率が高いのも、低所得者にとって軽い負担となるものであり、臨時応急の負担増を求める措置としてやむを得ないものと考えらるものであります。(拍手)

第三の一部負担金の改定は、昭和四十二年以来十年間据え置かれていたものを、その後の賃金や医療費の上昇に対応して、スライド的な引き上げを行うものであり、これもやむを得ない措置と考えられます。

第四の傷病手当金の支給期間の延長は、被保険者の強い要望にこたえたものであり、厚生年金の障害年金受給開始時期と接続させた点からも、妥当な措置であると思えます。

われわれは、以上のように、政府原案の趣旨を了としながらも、委員会審議を通じて明らかにした意見や法案に反映させることが必要であると考へ、政府原案を修正することといたしましたわけであり、すなわち、第一に、現今の経済、社会情勢にかんがみ、特別保険料の料率を二%から一・五%に引き下げるとともに、政府管掌健康保険の被保険者は比較的所得者が多く、賞与の額も少ないことと、健康保険組合においては任意徴収とされていることを考慮し、政府管掌健康保険の被保険者が負担すべき特別保険料の額については、労使折半負担の原則を堅持しつつ、当分の間、その五分の一を免除し、免除された額に相当する額を国庫

で補助することといたしました。

第二に、国民健康保険組合の財政も次第に窮乏し、現在の二五%の定率補助と臨時調整補助金では、安定した財政対策にならないとの観点から、その安定に資するために、組合に対する国の定率補助を、市町村に対する定率補助との均衡を考慮しつつ、組合の財政力等を勘案して、療養の給付費等の額の四〇%までの範囲内において増額することができるといたしました。

以上のように、今回の改正案及び修正案は、今後の医療保険の抜本的改正を円滑に進めるために必要なものであり、わが自由民主党はこれに全面的に賛成をするものであります。(拍手)

なお、医療保険制度が、わが国の国民医療の確保に重要な役割を果たしていることから、医療保険制度の抜本的改正に対する国民の要望はきわめて強いものがあります。このことにかんがみ、わが党は積極的に各党に働きかけ、社会労働委員会において、抜本的改正の具体的方向を内容とする特別決議をいたしたところであります。

医療保険制度の抜本改正が一日も早く実現することを念願し、これをもちまして健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案についての賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 伏屋修治君。

〔伏屋修治君登壇〕

○伏屋修治君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案並びに自由民主党による同修正案に対しまして、反対の討論を行うものであります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

反対する第一の理由は、人口の老齢化とともに、近年著しい都市化現象、核家族化など人口構造の変化に対し、医療制度を即応させることができないままに、単に政管健保財政の均衡を図ることのみにきゅうきゅうとして、国や政府の責任である国民の生命、健康を守るといふ施策をおぼ

昭和五十二年十一月二日 衆議院會議録第十号

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案外一案

二三八

りにしていることである。

第二は、今日、経済低調のもとで財政が逼迫しているのは、ひとり政管健保だけではありません。むしろ、その構成上から運営が危機的狀態にあるのは国民健康保険であります。国保財政を圧迫しているのは、特に老人医療費の膨張、拡大であります。関係者からはすでに、老人医療についてその速やかな改善措置が要請され、近くは老人保健医療問題懇談会等から提言があり、これらをまとめて総合的な医療対策を講ずべきであるのに、政管健保の財政対策だけを先行するのはきわめて公平を欠く措置であり、納得できないのであります。(拍手)

第三には、本法案は、改正と称しながら、給付の改善を怠っていることでもあります。かねて国民からは、家族給付の引き上げについて強い要求がありましたが、わずかに傷病手当金の支給期間の延長措置のみに終わっていることは、きわめて遺憾であります。この傷病手当金についても、もともと標準報酬の低い水準にある被保険者について標準報酬の改善が配慮されなかつたことは、まことに点睛を欠くと言わざるを得ないのであります。次に、初診時等の一部負担の強化であります。二百円から一挙に七百円にまで三倍以上も引き上げることは、勤労者の家計に重大な影響をもたらすことは火を見るよりも明らかであります。実際に医療を必要とする国民の受診抑制を招き、医療サイドから見れば、軽症のときに早期に診断し、早期に治療してこそ意味があります。予防、早期治療を目指す医療のあり方に逆行する措置と言わざるを得ないのであります。

公明党・国民会議としては、一部負担が急激なものでない限り、保険制度の存続と保険制度に期待する機能からいって、ある程度の負担増はやむを得ないと考えるものの、本改正案には低所得者層への配慮に欠けており、きわめて画一、かつ大幅に過ぎるものであり、断じて容認することはできないのであります。(拍手)

次に、修正案については、国保組合に対する補助率の引き上げについてはある程度評価するものであります。本来、制度問題にかかわるべきボーナス保険料徴収を導入したことは、たとえ一時的な措置であつたとしても、総報酬制導入への足がかりであることは疑う余地のないところであります。他の社会保険との関連など、これこそ本改正の課題とすべき性質のものであり、本案に盛り込むべきものではありません。しかも、政管健保のみで健保組合は任意というものは、制度間の格差是正が叫ばれている折に、さらに格差を助長するものであり、負担割合の変更などで了承することはできないのであります。

なお、高額療養費制度についても、今回の措置では三万九千円の限度額から五万一千円に引き上げられることとなりますが、この制度の趣旨と機能を一層期待するためには、これを法律事項に改めるべきであり、一方的に職権で引き上げられることを遺憾に思うものであります。

最後に、わが党が機会あるごとに申し上げてきたように、政管健保の構造的、体質的な欠陥を是正しない限り、従来にわたって必然的に赤字が生ずることは当然であり、そのたびごとに被保険者の負担をもつて補完するという悪循環を繰り返すことについては、もはや国民は納得しないのであります。厚生省が近く抜本改正を行うというのであれば、現在累積するところの赤字は、厚生保険特別会計法の借り入れ制限規定の緩和措置の法改正によってたな上げなどの工夫をこらし、赤字については抜本後にその解決方途を講じて遅くはないと思うものであります。しかるに、構造的要因で生じた累積赤字を、単年度で、しかも、過去幾たびか抜本改正をはかしてきた行政責任を反省することなく、国民の負担で解決しようとするこ

とには、全く反対であります。(拍手)

以上の理由から、本法案並びに修正案に対し反対を表明し、討論を終わります。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 神田厚君。

〔神田厚君登壇〕

○神田厚君 私は、民社党を代表して、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案並びに修正案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

私が今回の改正案及び修正案に強く反対する理由は、この法案が、健保を含めた医療制度の抜本改正を怠り、国民負担だけを押しつける、単なる赤字対策にすぎない法案だからであります。

わが国憲法二十五条では、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がすべての国民にあることを定め、社会保障の向上、増進に努めることは国の責務であると明確に示しております。しかるに、政府は、財政難を名目として、福祉の向上、増進に全く後ろ向きであり、その上高負担だけ国民に強いようとしており、その典型的なものが今回の健保改正案であり、こうした法案を提出する政府の姿勢に強い憤りと疑問を感じざるを得ないのであります。

政府は、今日わが国の医療制度が荒廃の一途をたどっている現状を正しく認識すべきであります。医療機関が都市に偏在しているとはいへ、三時間待って三分診療という現状が実態でありますし、他方においては、三千地区にも及ぶ無医地区がいまなお存続しているものであります。また、たらい回しなど大きな社会問題にまでなっている救急医療にしろ、夜間、休日医療にしろ、国民の要望にこたえていないのが現状であります。

一方、医療担当者の極度な不足を解消することにも当面する大きな政治課題であります。その方向すら明らかにされておられません。さらに、医薬分業、薬価、技術者の診療報酬体系の適正化もなおざりにされております。国民の要求の強い予防からリハビリテーションに至るいわゆる包括一貫医療制度の確立も百年河清を待つに等しい現状にあり、さらに医療行政の怠慢による薬公害も後を絶ちません。

これらを列挙しただけでも、わが国の医療制度

がその本来の機能を発揮できないでいることが明らかであり、まさに保険あつて医療なしと言われる実情であります。

そして、その医療保険においても多くの不公正や不合理があり、とりわけ医療保険における最大の不合理、不公正は、健保の被保険者が十割給付であるのに対し、健保の家族給付率及び国保の給付率が七割給付であることとあります。同じ国民に対してこうした差別をすることは全く不公正であり、先進諸国に例を見ない不合理であります。

こうした不公正を是正することこそ緊急に行うべき健保改正であると私は確信いたします。(拍手)

さらに私が指摘したいことは、差額ベッドや付添看護といった保険外負担の問題であります。差額ベッドについては、厚生省調査では総ベッドの一八％にすぎませんが、実態はこれを大幅に上回っており、私どもの調査では五二％にも達しているのが現状なのであります。その差額料金は三千円未満が約八割あり、三千円以上が二割もあります。そして年々値上げの一途をたどっており、現在でも、たとえば一日千円の最低の場合をとつても月三万円になり、その上五日間付添看護をつけただけでも、優に十万円近い負担を患者が強いられることとなります。

これら医療保険の不公正や、患者に過重な負担となつている保険外負担を解消することなく、安易に一部負担を引き上げることに私は全く納得できないのであります。

私が今回の改正案に強く反対する理由は、特別保険料の新設であります。特別保険料の問題点は、まず第一に、国民に過酷な負担となること、第二に、負担面で総報酬制をとるならば、当然給付面におきましてそれに見合う給付改善をしなければならぬのに、そうした措置がないこと、さらに、組合健保は任意適用であります。政管健保は強制適用であるため組合健保と政管健保との負担上の不公正を拡大することとあります。

特別保険料の新設に対しては、社会保険審議会

の多数意見が反対の立場を明確にしており、社会保障制度審議会においても、にわかに容認できないとして反対の答申を行っております。すなわち、特別保険料の新設そのものに国民挙げて反対しているものでありまして、これを断じて容認することはできないのであります。

この際、修正案について一言申し上げます。

特別保険料の〇・五%引き下げは、全く不十分であります。被保険者の負担割合を引き下げたことは、今後の労使の負担割合を示唆する意味を持つており、また、国保組合への国庫支出を拡大するなど評価できる面もありますが、全体としてまだまだ不十分であって、反対せざるを得ないのであります。

最後に強調しておきたいことは、自民党政府は、これまで再三再四にわたり医療制度の抜本改正を行うことを国民に約束してきましたが、その都度国民の期待を裏切ってきました。しかし、もはやこうした国民軽視の姿勢は許されなことを深く認識すべきであります。

私は、真に国民の要望を取り入れた医療制度の抜本改正を公約どおりに国会に提出することを強く政府に要求して、反対の討論を終わります。

(拍手)

○副議長(三宅正一君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(三宅正一君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三宅正一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第三につき採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○副議長(三宅正一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第四 砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定

糖の売渡しについての臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○副議長(三宅正一君) 日程第四、砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売渡しについての臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長金子岩三君。

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売渡しについての臨時特例に関する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(金子岩三君登壇)

○金子岩三君 ただいま議題となりました砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売渡しについての臨時特例に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、内外の砂糖の需給事情等の変化に対処して砂糖の適正な価格形成を図り、あわせて粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資するため、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき、糖価安定事業団が買入れる指定糖の売り戻しについての臨時特例を設けようとするものであります。その主な内容は、

第一に、糖価安定事業団は、輸入糖について売り渡しの申し込みがあった場合に、その申込みの申込み数量がその者の通常年における売り戻しの数量を超えるときは、農林大臣にその旨の報告をすること、

第二に、農林大臣は、糖価安定事業団からこの報告があつた場合に、砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、その報告に係る過大な売り渡し分について、その売り戻しを延期するよう同事業団に命令することができること、

第三に、糖価安定事業団が売り戻しを延期した場合における売り戻し価格については、当該輸入糖の買入れのときから売り戻しのときまでの間におけるその保管に要する経費を加えて売り戻すこと、

第四に、この法律は、昭和五十五年九月三十日限りその効力を失ふこと等であります。

委員会におきましては、十月二十六日鈴木農林大臣から提案理由の説明を聴取し、同日及び十一月一日の二回にわたり質疑を行い、特に十一月一日には四名の参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を重ね、十一月一日質疑を終了、日本共産党・革新共同の反対討論の後、採決いたしましたところ、本案は、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、全会一致の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三宅正一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(三宅正一君) 本日は、これにて散会いたします。

たします。

午後二時十八分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 渡辺美智雄君
農林大臣 鈴木 善幸君
労働大臣 石田 博英君
国務大臣 三原 朝雄君

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨日、商工委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 林 義郎君(理事橋口隆君昨日理事を補欠選任した)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次の通り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

内田 常雄君 堀之内久男君
竹下 登君 大坪健一郎君
中馬 辰猪君 中西 啓介君
大坪健一郎君 竹下 登君
中西 啓介君 中馬 辰猪君
堀之内久男君 内田 常雄君

地方行政委員

辞任

補欠

石川 要三君 中馬 辰猪君
西田 司君 田中 六助君
堀之内久男君 内田 常雄君
与謝野 馨君 竹下 登君
堀之内久男君 堀之内久男君
田中 六助君 西田 司君
竹下 登君 与謝野 馨君
中馬 辰猪君 石川 要三君

昭和五十二年十一月二日 衆議院會議録第十号 朗読を省略した議長の報告 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

法務委員

辞任

加地 和君

補欠

菊池福治郎君

補欠

三塚 博君

山下 元利君

補欠

山下 元利君

三塚 博君

外務委員

辞任

佐野 嘉吉君

補欠

山口シヅエ君

補欠

原田昇左右君

堀之内久男君

補欠

愛野興一郎君

平泉 渉君

堀之内久男君

中山 正暉君

羽生田 進君

補欠

愛野興一郎君

平泉 渉君

建設委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

甘利 正君

刀称館正也君

予算委員

辞任

小林 進君

大原 一三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君

平泉 渉君

補欠

羽生田 進君

山口シヅエ君

補欠

山口シヅエ君

山口 敏夫君

昭和五十二年十一月二日 衆議院會議録第十号 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

一一三

第七十二条本文及第七十五条ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付之ヲ準用ス
第五条 第七十七条本文、第七十九条(第一項但書ヲ除ク)及第七十九条ノ二ノ規定ハ附則第二条第一項又ハ前条第一項ノ規定ニ依ル特

別保険料ニ付之ヲ準用ス
(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中

第三五級 三四〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円以上

第三五級	三四〇、〇〇〇円	一、三三〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三六級	三六〇、〇〇〇円	一、三三〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三七級	三八〇、〇〇〇円	一、三三〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	以上

改める。

第二十八条ノ三第一項中「二百円」を「七百円」に改める。

第二十九条ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八条ノ三若ハ第二十八条ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定及び第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定は、同年八月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十二年八月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年七月の標準報酬月額が三十二万円であるもの(次の各号に規定する額が三十三万円未満である者を除く。)の標準報酬は、次の各号に規定する額をこの法律による改正後の

の各号に規定する額をこの法律による改正後の同法第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

一 昭和五十二年七月一日から同月三十一日までの間に健康保険の被保険者の資格を取得した被保険者にあつては、同月の標準報酬の基礎となつた報酬月額に相当する額

二 前号に掲げる被保険者以外の被保険者にあつては、昭和五十二年八月一日において現に使用される事業所又は事務所において同日前三月間(その事業所又は事務所が継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額。ただし、その額を算定することが困難であるとき、又はその額が著しく不当であるときは、保険者が算定する額とする。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十二年八月一日から昭和五十三年九月三十日までの標準報酬とする。

3 この法律の施行の日において現に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号

(同法第四十三条ノ十六第二項において例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の健康保険法第四十七条に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。第六十六条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第四十

四条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十八条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

理 由

医療保険制度の現状にかんがみ、標準報酬の合理化、一部負担金の額の改定及び傷病手当金の支給期間の延長を行うとともに、健康保険に関し、暫定措置として賞与等について特別保険料を徴収することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会閣法第三五号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、健康保険制度の健全な運営と内容の充実を図るため、標準報酬の改定、一部負担金の額の改定及び傷病手当金の支給期間の延長を行うとともに、臨時的措置として賞与についての特別保険料の徴収につき定め、あわせて、船員保険について標準報酬及び一部負担金の額の改定を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 健康保険法の一部改正

1 標準報酬の改定

標準報酬の上限を現行三十二万円から三十八万円に改定すること。

2 賞与に関する特別保険料の徴収

(1) 政府管掌健康保険の被保険者の受ける賞与について、当面の臨時的な措置として、賞与を受けるつど、これに千分の二十を乗じて得た額を特別保険料として徴収するものとし、事業主及び被保険者は、それぞれ二分の一負担とすること。
(2) 健康保険組合においては、規約の定めるところにより、特別保険料を徴収できるものとし、その料率は千分の二十の範囲内、被保険者負担分は二分の一以下とすること。

3 一部負担金の額の改定

(1) 初診時一部負担金の額を現行二百円から七百元に改定すること。

(2) 入院時一部負担金の額を現行一日当たり六十円から二百円に改定すること。ただし、継続療養給付を受ける者の一部負担金の額は、現行一日当たり三十円から百円とすること。

4 傷病手当金の支給期間の延長

傷病手当金の支給期間を現行六箇月から一年六箇月に延長すること。

(二) 船員保険法の一部改正

1 標準報酬の改定

標準報酬の上限を現行三十四万円から三十八万円に改定すること。

2 一部負担金の額の改定

初診時一部負担金の額を現行二百円から七百元に改定すること。

(三) 施行期日等

1 この法律は、昭和五十二年六月一日から施行すること。ただし、標準報酬の改定は、同年八月一日から施行すること。

2 国家公務員共済組合法等各種共済組合法に関し、傷病手当金の支給期間の延長につき、健康保険法の一部改正に準じた改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由

健康保険制度の現状にかんがみ、標準報酬の改定、一部負担金の額の改定及び傷病手当金の支給期間の延長等を行うことは、時宜に適するものと認めるが、なお、特別保険料、国民健康

保険組合に対する国の補助及び施行期日等につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。
三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

1 健康保険

昭和五十二年度厚生保険特別会計(厚生省所管)の健康勘定において、標準報酬の改定による収入増は百二十七億円、特別保険料の徴収による収入増は千二百六十五億円、傷病手当金の支給期間の延長による支出増は百一億円、一部負担金の額の改定による支出減は百三十五億円の見込みである。

2 船員保険

昭和五十二年度船員保険特別会計(厚生省所管)の疾病部門において、標準報酬の改定による収入増は四億二千万円、一部負担金の額の改定による支出減は二億七千万円の見込みである。

本修正の結果、本年度の厚生保険特別会計健康勘定において、特別保険料の修正による収入減は約三百十六億円、施行期日の修正による収入減は約五百二十二億円、船員保険特別会計疾病部門において施行期日の修正による収入減は約四億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣

昭和五十二年十一月二日 衆議院會議録第十号 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

を代表して、渡辺厚生大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和五十二年十一月一日
社会労働委員長 橋本龍太郎
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中 第三六級 三三〇、〇〇〇円 一〇、六七〇円 三一〇、〇〇〇円以上

第三六級	三三〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上
第三七級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上
第三八級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上
第三九級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上

改める。

第八条中「報酬等」を「報酬(附則第二条第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム第九条第一項、第八十七条第一号及第八十八条ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ)等」に改める。

第十一条第一項ただし書中「第七十九条ノ二」の下に「(附則第五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第四十三条ノ八第一項第二号中「二百円」を「七百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二百円」に、「三十円」を「百円」に改める。

第四十七条第一項中「六月」を「一年六月」に改め、同条第二項を削る。

第八十七条第四号中「第七十七条本文」の下に「(附則第五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加え

る。

附則を附則第一条とし、同条の次に次の四条を加える。

第二条 政府ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルル迄ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一条乃至第七十二条及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外本条、次条及附則第五条ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料ト称ス)ヲ徴収ス

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十条ノ規定ニ依ル被保険者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徴収セラレザル被保険者ヲ除ク)ガ賞与等(第二条第一項ニ規定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月ニ付其ノ額(其ノ額ニ百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨ツ)ニ千分ノ二十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十二条本文ノ規定ハ特別保険料ニ付之ヲ準用ス 但シ被保険者ガ負担スベキ特別保険料ノ額ニ付テハ当分ノ間其ノ五分ノ一ヲ免除ス

第三条 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四条 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルル迄ノ間第七十一条乃至第七十二条、第七十五条、第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ附則第二条第一項及第二項並ニ前条ノ規定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ附則第二條第二項中千分ノ^{十五}二十アルハ千分ノ^{十五}二十ノ範圍内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十二條本文及第七十五條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付テハ準用ス

第五條 第七十七條本文、第七十九條(第一項但書ヲ除ク)及第七十九條ノ二ノ規定ハ附則第二條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付テハ準用ス

(船員保險法の一部改正)

第二條 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項の表中 第三五級 三四〇、〇〇〇円 一、一三三、〇〇〇円 三三三、〇〇〇円以上

第三五級	三四〇、〇〇〇円	一、一三三、〇〇〇円	三三三、〇〇〇円以上
第三六級	三六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三七級	三八〇、〇〇〇円	二、六七〇円三七〇、〇〇〇円以上	

改める。

第二十八條ノ三第一項中「二百円」を「七百円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ關シテハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ對シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前條ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

昭和五十二年十一月二日 衆議院會議録第十号 健康保險法及び船員保險法の一部を改正する法律案及び同報告書

(國民健康保險法の一部改正)

第三條 國民健康保險法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十三條に次の一項を加える。

2 国は、前項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、その補助の額が療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範圍内において、同項の補助の額を増額することができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十二年^{十二}六月一日から施行する。ただし、^{和五十二年四月一日}第三條の規定及び附則第三條の規定は、昭和五十二年^{十二}八月一日から施行する。 ^{和五十二年四月一日}第二條中船員保險法第四條第一項の改正規定並びに次條第一項及び第二項の規定は、同年八月一日から施行する。

(健康保險法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 昭和五十二年^{十二}八月一日前に健康保險の被保險者の資格を取得して、同日まで引き続き被保險者の資格を有する者(健康保險法第二十條の規定による被保險者の資格を有する者^〇を除く)のうち、同年七月の標準報酬月額が三十二万円であるもの(次の各号に規定する額が三十三万円未満で

ある者を除く)の標準報酬額は、^{当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額}次の各号に規定する額をこの法律による改正後の同法第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、被保險者が改定する。

一 昭和五十二年七月一日から同月三十一日までの間に健康保險の被保險者の資格を取得した被保險者にあつては、同月の標準報酬の基礎となつた報酬月額に相当する額

二 前号に掲げる被保險者以外の被保險者にあつては、昭和五十二年八月一日において現に使用される事業所又は事務所において同日前三月間(その事業所又は事務所が継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その

昭和五十二年十二月二日 衆議院會議録第十号 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書 特定不況業種離職者臨時措置法案

一三六

月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額。ただし、その額を算定するに
とが困難であるとき、又はその額が著しく不当であるときは、保険者が算定する額とする。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十二年^{十二}八月一日から昭和五十三年九月三十日まで
の標準報酬とする。

3 この法律の施行の日において現に病院又は診療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及びこ
れにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に収容されている場合における一部負
担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号(同法第四十三
条ノ十六第二項において例による場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の前日にこの法律による改正前の健康保険法第四十七条に規定する支給期間が満
了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十三年四月一日前に行われた療養の給付及び同日前に行われた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国民
健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三^四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四^五条 この法律の施行の前日に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六条第三項
に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五^六条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正す
る。

第四十四条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六^七条 この法律の施行の前日に前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第四十四
条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七^八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八^九条 この法律の施行の前日に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十八条第三
項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

特定不況業種離職者臨時措置法案

右の議案を提出する。

昭和五十二年十一月一日

提出者

社会労働委員長 橋本龍太郎

特定不況業種離職者臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 失業の予防(第五条)

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助

助等に関する計画(第六条—第八条)

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置

(第九条—第十九条)

第五章 雑則(第二十—第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少し
ている状況の下で、特定不況業種に係る事業分
野において一時に多数の離職者が発生すること
が見込まれること等の事情にかんがみ、失業の

予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定不況業種」とは、

我が国における経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事情により、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれ、このため、法令に基づく行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止は事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定するものという。

2 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

3 この法律において「特定不況業種事業主」とは、特定不況業種に属する事業を行う事業主(当該事業主から特定不況業種に属する事業に關し委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。)をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第十条を除き、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員とならうとする者を除く。)をいう。

(事業主等の責務)

第三条 特定不況業種事業主は、その雇用する労働者について、配置転換、教育訓練又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十一条の二第一項若しくは第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等の実施その他の必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るため、公共職業安定所と協力して、求人の開拓その他再就職の援助に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況業種事業主及びその団体は、当該特定不況業種事業主の雇用する労働者の雇用の安定に關し、相互に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため、事業主に對する必要な援助の措置を講ずるよう努めるとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に努めなければならない。

第二章 失業の予防

第五条 第七条第一項に規定する再就職援助等に關する計画について同条第三項(第八条において準用する場合を含む。)の規定により公共職業安定所長の認定を受けた特定不況業種事業主が雇用保険法第六十一条の二第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等を実施する場合には、政府は、同条の規定により同条同項の雇用安定事業を行うものとする。

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画

第六条 労働大臣は、労働省令で定める特定不況業種の区分ごとに、次項の資料を勘案して、特定不況業種離職者の再就職を促進するため、職

業紹介等に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を作成するに当たっては、特定不況業種に係る事業者団体に対し、労働省令で定めるところにより、当該特定不況業種における労働力の需給見通しに関する資料の提出を求めるものとする。

(再就職援助等に関する計画)

第七条 特定不況業種事業主であつて、当該特定不況業種に係る一の事業所において相当数の労働者について離職及びその他の影響を生ずることとなる労働省令で定める事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、離職者の再就職の援助その他当該労働者の雇用の安定に関する計画(以下「再就職援助等に関する計画」という。)を作成しなければならない。

2 前項の事業主は、再就職援助等に関する計画の作成に当たっては、当該事業所において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。次項前段の規定により認定を受けた当該計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業主は、再就職援助等に関する計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主が実施する事業規模の縮小等に関する資料を添えて、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画を変更したときも、同様とする。

4 前項の場合において、公共職業安定所長は、再就職援助等に関する計画で定める措置の内容が不適当であると認めるときは、当該計画に係る事業主に対し、その内容の変更を求めることができる。この場合において、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所

長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第一項から前項までの規定は、特定不況業種事業主が、当該特定不況業種に係る一の事業所において、一箇月以内の期間に、三十人以上の離職者を生ずることとなる事業規模の縮小等を行おうとする場合について準用する。この場合において、第三項中「労働省令で定めるところにより」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に、労働省令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する第三項の認定の申請をした特定不況業種事業主は、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の規定の適用については、同法第二十一条第一項の離職に係る届出をしたものとみなす。

第八条 特定不況業種事業主のうち、前条第一項及び第五項の事業主以外の事業主であつて、当該特定不況業種に係る事業所において事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求めることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

該特定不況業種に係る事業所において事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求めることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置

(職業訓練)

第九条 労働大臣は、特定不況業種離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部

を負担することができる。

(特定不況業種離職者求職手帳)

第十条 公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、特定不況業種離職者求職手帳(以下「求職手帳」という。)を發給する。

一 当該離職が第七条第三項(同条第五項及び第八条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれていないものであること。

二 第七条第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に係る事業主に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、やむを得ない理由により特定不況業種事業主が再就職援助等に関する計画について第七条第三項の規定による認定を受けることができなかったと認めたときは、当該離職の日まで一年以上引き続き当該特定不況業種事業主に雇用されており、かつ、前項第三号及び第四号に該当すると認定した特定不況業種離職者に対しても、その者の申請に基づき、求職手帳を發給することができる。

3 求職手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 求職手帳は、公共職業安定所長が、当該求職手帳の發給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

一 労働の意思及び能力を有しなくなつたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第十三条第一項又は第二項の給付金(事業主に對して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

6 第一項から前項までに定めるもののほか、求職手帳の發給の申請、發給、返納その他求職手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。(就職指導)

第十一条 公共職業安定所長は、求職手帳の發給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に對し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行ふものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳保持者に對し、公共職業訓練施設に行う職業訓練を受けることその他のその者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかったときは、この限りでない。

一 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設に行う職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由

五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)

第十二条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十二号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)

第十三条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能

力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができ

- 一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当
- 二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費
- 三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更に要する費用に充てるための移転費

- 四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、

次の各号に掲げる給付金を支給することができ

- 一 公共職業訓練施設の行う職業訓練又は作業環境に適応させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当
- 二 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費

- 3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に対し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

- 4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に関し必要な基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給を受ける権利の譲渡等の禁止)

第十四条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該

権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、第十三条第一項及び第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として課することができない。

(宿舍の確保のための配慮)

第十六条 国は、手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため、宿舍の貸与その他宿舍の確保に関し特別な配慮をするものとする。

(雇用機会の増大のための措置)

第十七条 国は、手帳所持者の雇用を促進するため、手帳所持者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金の支給その他新規の雇用部門の開拓等雇用機会の増大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(雇用保険法の特例)

第十八条 手帳所持者であつて雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であるもののうち、公共職業安定所長が次の各号に該当すると認めたものであり、かつ、同法第二十二條第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第二十三條第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える基本手当の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日(雇用保険法第二十四

条から第二十八条までの規定により訓練延長
給付、広域延長給付又は全国延長給付を受け
ている者にあつては、これらの規定によるこ
れらの給付が終わる日）までに職業に就くこ
とができる見込みがなく、かつ、特に再就職
のために援助を行う必要があると認められる
者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業

安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び雇用保険法第二十三条第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の同法第二条第二項に規定する受給期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する雇用
保険法の規定の適用については、同法第二十八
条第一項中「全国延長給付、個別延長給付」とあ
るのは、「全国延長給付、個別延長給付(特定不
況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第
号)第十八条第一項の規定によるものを
含む。以下同じ。)」とする。

(船員保険法の特例)

第十九条 手帳所持者（特定不況業種離職者で、海運局（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ四第一項に規定する海運局をいう。以下この項において同じ。）の長が、第十条第一項各号に該当すると認定した者及び同条第二項に規定する者に相当する者であると認定した者を含む。附則第二項において同じ。）であつて、同法第三十三条ノ三第一項の規定に該当するもののうち、公共職業安定所（同法第三十三条ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下この項において同じ。）又は海運局（以

下この項において「公共職業安定所等」と総称する。の長が、次の各号に該当すると認めたものであり、かつ、同法第三十三条ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三条ノ十二ノ二

第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数（同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。）を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日（船員保険法第三十条ノ十三から第三十三条ノ十三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給

付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終わる日）までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所の長の指示した公共職業訓練等を受けること、同条第三項の規定による就職指導を受けること又は海運局の長の指示した職業の補導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第
一項の規定による失業保険金の支給を受けるこ
とができる者の同法同条第二項に規定する支給
を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期
間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三条ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付（特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第 号）第十九条第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ）及職業補導延長給付」とする。 第五章 雑則 （公共事業についての配慮等） 第二十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業（国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。）を計画実施する国の機関又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。）に対し、特定不況業種離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。 2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置	法（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二條の規定の適用については、同条中「中高年齢失業者等」とあるのは、「中高年齢失業者等（特定不況業種離職者臨時措置法に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者を含む。）」と、同条第一項中「特定地域における」とあるのは「特定地域又は指定地域（特定地域以外の地域であつて、特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第 号）に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者及び中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定するものをいう。）における」と、「当該特定地域」とあるのは「当該特定地域又は当該指定地域」とする。 （中央職業安定審議会における専門部会の設置） 第二十一条 中央職業安定審議会に、特定不況業種離職者等に関して講ずる再就職の促進等の措置についての専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置く。	2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。 附 則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （この法律の失効） 2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関ししては、第四章の規定は、なおその効力を有する。 （労働省設置法の一部改正） 3 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。 第十条第一項第八号中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第 号）」	（第九条の規定を除く。）に改める。 第十条の二第六号中「及び港湾労働者」を、「港湾労働者及び特定不況業種離職者」に改める。 第十八条第一項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」及び特定不況業種離職者臨時措置法（これに基づく命令を含む。）」に改める。 （社会保険労務士法の一部改正） 4 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。 別表第一第二十号の九の次に次の一号を加える。 二十の十 特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第 号） 理 由 雇用の機会が著しく減少している状況の下で、
--	--	---	---

特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資するため、失業の予防、再就職の促進等に関し特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四百十億円の見込みである。

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十月二十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、内外の砂糖の需給事情等の変化に対処して砂糖の需給の適正化を図るため、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号。以下「法」という。）第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例を設け、もつて砂糖の適正な価格形成を図り、あわせて粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資することを目的とする。

(報告)

第二条 糖価安定事業団（以下「事業団」という。）は、指定糖（法第五條第一項に規定する指定糖をいう。以下同じ。）の同項の規定による売渡し（以下単に「売渡し」という。）の申込みを受け、その申込みをした者の農林省

令で定める期間ごとの指定糖の売渡申込数量を合計した数量（次条第一項において「申込数量」という。）が通常年におけるその者に対する当該期間ごとの指定糖の法第九條第一項の規定による売戻しの数量を合計した数量（その数量によりことが著しく不適当であると認められる場合において、通常年におけるその者の当該期間ごとの指定糖の輸入数量等を基礎として農林大臣が定める数量を事業団に通知したときは、当該数量。次条第一項において「売戻数量等」という。）を超えるときは、遅滞なく、農林大臣に対し、その旨の報告をするものとする。

(売戻しの特例)

第三条 農林大臣は、前条の報告があつた場合において、申込数量が当該報告に係る者の最近における砂糖の製造事情等を考慮してもなお売戻数量等からみて過大であると認められ、申込数量に相当する数量の指定糖の売戻しが行われるとすれば同条の農林省令で定める期間ごとの砂糖

糖の需要量及び供給量の見通しに照らし砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、事業団に対し、申込数量のうち売戻数量等を超える数量の範囲内において農林大臣が定める数量の指定糖につき、売渡しの申込みを受けた日から起算して一年を超えない範囲内において農林大臣が定める期間を経過した日に法第九條第一項の規定による売戻しを行うべき旨の命令をすることができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 精製糖（甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二條第二項に規定する国内産糖を除く。）の価格が平均生産費を上回つて推移している場合
- 二 その命令をすることによつて一般消費者又は関連事業者の利益が不当に害されるおそれがある場合

2 事業団は、前項の命令があつたときは、売渡しの申込みに対する承諾を行うに当たつて、そ

昭和五十二年十一月二日 衆議院會議録第十号

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律
案及び同報告書

二四四

の申込みをした者が同項の農林大臣が定める数量の指定糖につき同項の農林大臣が定める期間を経過した日に買い戻さなければならない旨の条件を付するものとする。

3 農林大臣は、第一項の命令をした場合において、同項各号の一に該当することとなつたと認められるときは、同項の命令を取り消さなければならない。

4 農林大臣は、第一項の命令に係る指定糖につき、その全部又は一部を売り戻したとしても砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、当該命令を取り消し、又は変更することができる。

5 事業団は、前二項の規定による命令の取消し又は変更があつた場合には、遅滞なく、第二項の条件を取り消し、又は当該変更の内容に従つて同項の条件を変更するものとする。

(売戻しの価格)

第四條 前条第一項の命令に係る指定糖の売戻し

の価格は、法第十条第一項一号に掲げる額に当該指定糖の買入れの時から売戻しの時までの間における当該指定糖の保管に要する費用の額を加えて得た額とする。

(法の適用)

第五條 第二條の規定による事業団の報告に関する法第五十九條第二項の規定の適用又は第三條第一項、第三項若しくは第四項の規定による農林大臣の命令若しくはその取消し若しくは変更に関する法第四十七條第一号、第五十九條第二項、第六十條第一項及び第六十四條第一項の規定の適用については、これらの規定中「この法律」とあるのは、「この法律又は砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律」とする。

2 第三條第一項の命令に係る指定糖の売戻しに関する法第五十五條第一項の規定の適用については、同項中「第十條第一項第一号ロに規定す

る売戻しの価格」とあるのは、「砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律第四條に規定する売戻しの価格(当該指定糖に係る輸入申告の時に適用される平均輸入価格が安定下限価格に満たない額である場合における売戻しの価格に限る。)」とする。

(罰則)

第六條 第二條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三條第一項の規定による農林大臣の命令(同条第四項の規定による命令の変更があつたときは、当該変更があつた後の命令)に違反した場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2 この法律は、昭和五十五年九月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

理 由

内外の砂糖の需給事情等の変化にかんがみ、砂糖の適正な価格形成を図り、あわせて粗糖の輸入に関する国際的協定の円滑な履行に資するため、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき糖価安定事業団が買い入れる指定糖の売戻しについての臨時特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な内容は次のとおりである。

(一) 糖価安定事業団は、輸入糖について売渡し
の申込みがあつた場合にその申込者の申込数
量がその者の通常年における売戻しの数量等
を超えるときは、農林大臣にその旨の報告を
すること。

(二) 農林大臣は、糖価安定事業団から(一)の報告
があつた場合に砂糖の需給の安定に悪影響を
及ぼすおそれがあると認められるときは、そ
の報告に係る過大な売渡申込分についてその
売戻しを延期するよう同事業団に命令するこ
とができること。

(三) 糖価安定事業団が売戻しを延期した場合に
おける売戻価格については、当該輸入糖の買
入れの時から売戻しの時までの間におけるそ
の保管に要する経費を加えて売り戻すこと。
四 この法律は、公布の日から起算して二月を
超えない範囲内において政令で定める日から

施行し、昭和五十五年九月三十日限りその効
力を失うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国内の砂糖の需給の適正化を図る措
置として妥当と認め、原案のとおり可決すべき
ものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付
することに決した。

右報告する。

昭和五十二年十一月一日

農林水産委員長 金子 岩三

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一
項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻
しについての臨時特例に関する法律案に対
する附帯決議

政府は、本法の運用に当たり左記事項の実現に
努め、国民生活の必需物資たる砂糖の安定供給に

万全を期するべきである。

記

一 本法の運用に当たつては、需給協議会の設置
等により、的確な「砂糖の需給見通し」を策定
し、これに基づき適正な国内糖価の実現を図
り、精製糖業及び国内産糖企業の健全な発展と
国内甘味資源生産農家の経営の安定に遺憾なき
を期すること。

二 本法の運用に当たつては、これが消費者価格
等の不当な値下げにつながることをないよう十
分留意すること。

三 精糖業界の体質改善が円滑に行われるよう指
導するとともに、これに必要な税制・金融等の
各般の措置を講ずること。

また、その実施に際しては、これが関係者の
雇用の不安につながることをないよう万全の指
導を行うこと。

四 国内甘味資源作物の長期生産目標を達成する
ため、これに必要な生産、価格対策等を一層整

備強化すること。
右決議する。

昭和五十二年十二月二日 衆議院會議録第十号

二四六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)
〒107